

千波湖西駐車場管理（利用）規程

1 名称

千波湖西駐車場

所在地 茨城県水戸市千波町 2751 番地ほか

2 駐車場管理者

- (1) 所在地 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号
- (2) 名 称 一般社団法人水戸観光コンベンション協会
- (3) 代表者 会長 綿引 甚介
- (4) 連絡先 029-224-0441

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
 - 第 2 章 利用（第 7 条－第 13 条）
 - 第 3 章 駐車料金及び算定等（第 14 条－第 17 条）
 - 第 4 章 引取りのない車両の措置（第 18 条－第 21 条）
 - 第 5 章 保管責任及び損害賠償（第 22 条－第 24 条）
 - 第 6 章 雑則（第 25 条－第 26 条）
- 付則

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第 2 条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

2 駐車場管理者（以下「管理者」という。）は、短時間、車両を駐車するためのスペースとして本駐車場を有償で運営しているものであり、車両を預かることを目的とはしていない。

（営業時間）

第 3 条 駐車場の営業時間は、毎日 0 時から 24 時までとし、次に掲げる期間において所定の駐車料金を徴収する。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日及び休日
- (3) 1 月 1 日～ 3 日
- (4) 水戸の梅まつり開催期間

（時間制利用の利用期間）

第 4 条 駐車場の 1 回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、車両を入庫させた日

から7日間とする。ただし、やむを得ない場合には、管理者の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止、駐車した自動車（駐車場法第2条第4号に定める自動車、以下「車両」という。）の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 天災地変による災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生又は発生する恐れがあると認められる場合。
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合。
- (3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合。

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両は、積載物又は取付物を含めて長さ12メートル、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えないものに限る。

2 自動二輪車については、管理者が指定する無料駐車スペースに駐車するものとする。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口設置の駐車券自動発券機において駐車券の交付を受け、利用車両の区分に応じた駐車スペースに駐車するものとする。

2 車両を出庫するときは、出口の精算機に駐車券を挿入し、所定の駐車料金を納付し出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、入出庫の際、駐車券自動発券機及び精算機において、定期駐車券の認証を受けて入出庫を行うものとする。

4 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識の表示又は管理者の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場で喫煙したり，火器を使用したりしないこと。
- (2) ごみはすべて持ち帰り，駐車場敷地やトイレ内に放置しないこと。
- (3) 他の利用者の駐車位置，倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 賭事及び喧騒に亘る行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 場内の施設，器物，他の車両及びその取付物等に損傷を与えないこと。なお，事故が発生したときは直ちに管理者に届け出ること。
- (7) 駐車中はエンジンを必ず停止し，車両を離れるときは窓を閉め，扉及びトランクには施錠をして盗難防止に努めること。
- (8) 場内においては営業行為，演説，宣伝，募金，署名運動及びその他公安を害する行為は絶対にしないこと。
- (9) その他業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は，駐車場が満車である場合は駐車受付を停止するほか，次の場合には駐車を拒絶し，又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両その積載物若しくはその取付物を滅失し，き損又は汚損するおそれがあるとき。
- (2) 車両備え付けのガソリン携行缶を除き引火物，爆発物その他の危険物を積載し又は取り付けているとき。
- (3) 著しく騒音又は臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載し，若しくは取り付けているとき，又は液汁を出し，若しくは積載物をこぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は，次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合において所定額の駐車料金を納付しないとき，又は定期駐車券を認証しないとき。
- (3) この規程第13条に規定する措置を取るため必要があるとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は，駐車場について事故が発生し又は発生するおそれがあるときは，車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(駐車料金)

第14条 駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

区分	利用料金の額（消費税を含む）	備考
普通車	1日1回 500円	
大型車	1日1回 2,500円	高さ2.4m以上の車両

2 車両区分を問わず、入庫後30分間は駐車料金が発生しないものとする。

(駐車料金における駐車時間)

第15条 駐車料金を算出するための駐車時間は、毎日午前0時で持って更新することとする。出庫が入庫した日の翌日以降にまたがった場合は、駐車期間中の有料営業日数によって利用料金を計算するものとする。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間において、別に定める定期駐車契約を締結する。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 一般利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは、所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金のほかに、駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

- (1) 定期駐車券利用者の車両以外の車両が駐車する場合において定期駐車券を利用した場合。
- (2) 券面の表示事項（電磁的登録事項を含む）をぬり消し、又は改変して使用した場合。
- (3) 定期駐車券の利用を許可されている期間以外の期間において定期駐車券を不正に使用した場合。

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取り請求)

第18条 一般利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日を越えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対

して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第19条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知、又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 免責及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、駐車場に入庫した車両に関する保管責任を負わないものとする。

2 駐車場に入庫した車両の積載物又は取付物に関する損害についても、また、同様とする。

(免責事由)

第23条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

(1) 天災地変その他不可抗力による事故。

(2) 当該車両その他積載物若しくは取付物の瑕疵又は積載物若しくは取付物の性質による事故。

(3) 管理者の責に帰すことができない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故。

(4) 第5条の規程による営業休止等の措置

(5) 第13条の規定による措置

(利用者に対する損害賠償の請求)

第24条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害を請求するものとする。

第6章 雑則

(規程変更)

第25条 管理者は、本駐車場の利用者に対する事前の告知なしに、この規程についてその内容を変更することができる。

2 この変更の効力は、管理者のホームページに掲載した効力発効日より生ずるものとする。

(この規程に定めない事項)

第26条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って協会が判断する。

付 則

この規程は、令和8年8月7日より施行する。